

対象品目：全品目

規範項目

25

無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止

規範の必要性や背景

*農薬は、使い方を間違えると生物や環境に影響を与えてしまう恐れがあります。その安全性は、登録制度によって審査され、安全性が確保されるよう、使用基準が定められています。農薬の安全性を確保するためには、登録された農薬について定められた使用方法を遵守する必要がある、「無登録農薬」の使用は法令で禁止されています。

取組事項

- 「農林水産省登録番号」の記載がない「無登録農薬」は、絶対に使用しない。
- 登録がないのに病虫害防除効果をうたっているなど、「無登録農薬の疑いのある資材」は農作物には使用しない。
- 安全性等の理由から法律で販売・使用が禁止された農薬は使用しない。

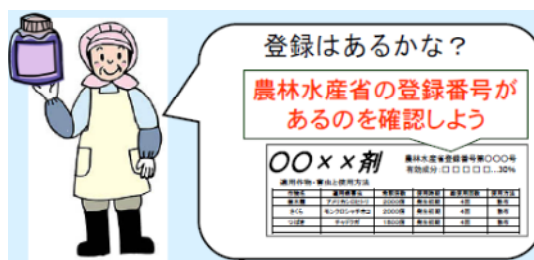
解説

●使う前には必ずチェック！

農薬には必ず農林水産省の登録番号があります。

使用の前にチェックし、必ず登録された農薬を使いましょう。

ラベルに記載された方法及び注意事項を守って使用しましょう[規範項目24(54ページ)参照]。



出典：農林水産省「疑義資材使用防止リーフレット」

●こんな資材に注意！

・非農耕地用除草剤（農薬ではない除草剤）

除草剤には、駐車場のような非農耕地のみで使用できる資材があります。
このような除草剤は、農耕地には使用できません。
販売店では、農薬から離れた場所に陳列されています。

・疑義資材（無登録農薬と疑われる資材）

農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され（肥料、植物活性剤など）、かつ、農薬としての効能効果を掲げているか、もしくは、成分からみて農薬に該当するものを疑義資材と称しています。

・登録失効農薬

失効農薬とは、何らかの理由で登録が失効した農薬であり、登録失効により使用禁止になるわけではありません。しかし、安全性に問題があることが判明した農薬は、既に失効しているものであっても販売禁止農薬に指定され、使用禁止となります。

また、いつまでも古くなった農薬が使用されることは好ましくないため、最終有効年月を過ぎた農薬は使用しないようにしましょう。

【罰則（農薬取締法 第11条、第17条）】

無登録農薬や疑義資材を使用した場合、農薬取締法違反となり、3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとなっています。

◆参考情報

- ・登録・失効農薬情報（現在登録されている農薬や失効した農薬に関する情報）
<http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.html>（農林水産消費安全技術センターHP）
- ・農薬疑義資材コーナー（疑義資材に関する情報）（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/index.html
- ・農薬の販売・使用の禁止（販売禁止農薬について）（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kinsi/index.html
- ・農薬登録情報検索システム（農林水産消費安全技術センターHP）
http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm

◆関連法令等

- ・農薬取締法（農薬取締法について/農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/index.html
- ・茨城県食の安全・安心推進条例
（いばらき食の安全情報/茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室HP）
http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/anshin_suishin_jorei/index.html